平成 28 年 2 月 2 日 経 営 会 議 戦 略 企 画 部

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の成案について

- 1 最終案からの主な変更点
- (1) 第1編
 - ①第1編第1章の「1 第一次行動計画を振り返って」の時点修正
 - ・最終案から必要な時点修正をしています
 - ※主な項目:「伊勢志摩サミット」(P4)、「教育」(P6)、「暮らしの安全・ 安心」(P9)「雇用・産業振興」(P11)等
- (2) 第2編(政策体系・政策の概要)
 - ①第2編第1章「政策体系」に第4節として「横断的な取組」を追加
 - ・「地方創生」、「教育・人づくり」、「ポストサミット」、「国土強靱化」の 4項目の内容を記載しています。(P32)
 - ②第2編第2章「政策の概要」の一部を修正
 - ・「I-1 防災・減災」(P36)、「Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会」(P38)、「Ⅲ-5 安心と安全を生み出す基盤」(P41)の一部を修正しています。
- (3)第2編(施策の概要)、第3編(行政運営の取組)、数値目標一覧 (※内容については、2月8日の経営会議にてお示しします。)
 - ①数値目標の二役レクをふまえて目標値等を記載、修正
 - ・最終案で目標値を「検討中」とした項目については、目標値等を記載 していします。
 - ・最新の現状値が判明したことにより目標値を修正しています。
 - ②最終案に対する知事への申し入れ等をふまえた記載、修正
 - ・目標値の設定について、人数や件数などの数値を増やしていく指標で、 その数値の占める割合を確認するため、全体数を把握できる項目につい ては、「数値目標一覧」で全体数を記載しています。
 - ·「新しい豊かさ・協創の視点」で「協創」の視点が読み取れるよう記載 しています。
- (4) 第3編(計画の進行管理)
 - ①「計画期間中の財政見通し」の記載 「計画期間中の財政見通し」は、次回の部長級会議でお示しします。(P45)
- 2 今後のスケジュール
 - ○2月 8日(月) 部長級会議(「行動計画」成案)
 - ○2月18日(木) 全員協議会
 - ○2月19日(金) 議案聴取会

資料 1

経 営 会 議 平成 28 年 2 月 2 日 戦 略 企 画 部

みえ県民カビジョン 第二次行動計画

《案》

平成 28 年 2 月

三重県

· ,

第1編

基本的な考え方

第1編 基本的な考え方

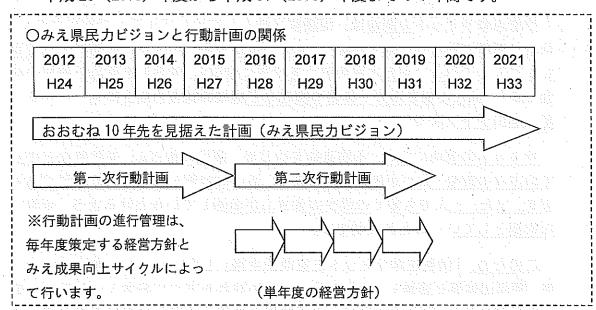
はじめに 第二次行動計画策定の趣旨

県では、平成24(2012)年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を策定しました。そして、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するために、「みえ県民力ビジョン・行動計画」(以下「第一次行動計画」という。) <平成24(2012)年度~平成27(2015)年度>を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画(以下「第二次行動計画」という。) は、第一次行動計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代の環境の変化などを見極めつつ、「みえ県民力ビジョン」の掲げる、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具体化するための取組を示す第二次行動計画です。

OA計画期間,於華華華華之本於 真脏呈现 2 中文主文一直接是《社》中科

平成28 (2016) 年度から平成31 (2019) 年度までの4年間です。



第1章 第一次行動計画の総括と今後の課題

1 第一次行動計画を振り返って

「第三の分水嶺」とも言うべき大きな時代の転換期に、県自らの変革を進める中で、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざし、政策を推進してきました。

この4年間の中で、状況の変化や、成果と課題についてまとめると次のと おりです。

(伊勢志摩サミット)

平成 28 (2016) の主要国首脳会議 (サミット) が伊勢志摩地域で開催されることが決定し、三重県に新たな歴史が刻まれることとなりました。 平成 26 (2014) 年夏から官民一体となって取り組んできた誘致活動が、大きく実を結びました。

伊勢志摩サミット<u>の開催</u>は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、 <u>伝統と革新に彩られた本県の歴史、文化や古から多くの人びとを受け入れてき</u> たもてなしの心といった本県の魅力を世界に発信し、知名度を<u>高める</u>絶好の機 会であり、<u>県民の皆さんの一体感の醸成など</u>地域の総合力向上にもつなが<u>る千</u> 載一遇のチャンスです。

サミットの成功に向け、各国首脳をはじめ、県民の皆さん、来訪者などの全 ての方々の安全・安心が確保されるよう、万全の対策を講じていく必要があり ます。また、一人でも多くの県民の皆さんが参画していただけるよう、全県的 な取組としていくことが大切です。

このため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を中心として、県内市町や企業、関係団体等と連携し、各国首脳をはじめ訪れた方々に日本人の精神性や豊かな伝統・文化、日本のふるさとの原風景とも言える美しい自然を感じていただけるよう、「開催支援」、「おもてなし」、「明日へつなぐ」、「三重の発信」の4つを柱に取組を展開しています。

「開催支援」については、首脳会議が安全・安心に開催されるよう、関係機関がさまざまな状況を想定した訓練を展開し、対策の強化を図るとともに、宿泊予約センターの設置・運営、県産食材等の利用促進や配偶者プログラムの国への提案等に取り組んでいます。

「おもてなし」については、機運醸成に向けたサミットフォーラムの開催やカウントダウンボードの設置等を行うとともに、クリーンアップ活動や花いっぱいおもてなし運動を展開しています。

「明日へつなぐ」取組については、高校生を対象にしたジュニアサミットの 三重県開催が決定し、三重県ならではの歓迎・交流行事や県内高校生等との交 流を含む県内各地分散型の体験・交流の具体的なプランを国に提案するととも に、明日を担う世代の育成をめざし、県内の学校、民間団体等による国際理解・ 国際交流の取組を展開しています。

「三重の発信」については、県民会議のシンボルマークの制定や海外プレスツアーの展開、三重県情報館(仮称)<u>の設営に向けた</u>「伝統と革新~"和"の精神」の基本コンセプトに基づく<u>コンテンツの選定</u>等、国内外への情報発信に取り組んでいます。

オール三重で一丸となって準備を一層加速させる必要があります。

また、サミットを一過性<u>のものとせず、開催後の地域の活性化などに着実に</u>つなげていくことが重要であり、サミットのレガシーを次世代に継承し、三重の未来に生かすための「ポストサミット」に取り組む必要があります。

(人口減少への対応)

人口減少問題がクローズアップされ、国・地方を挙げて地方創生に取り組む こととなったきっかけは、平成 26 (2014) 年に「日本創成会議・人口減少問 題検討分科会」から発表された平成 52 (2040) 年時点の将来推計人口でした。

三重県の総人口は、全国よりも1年早い平成19(2007)年にピークを迎え、 その後減少に転じており、このまま推移した場合、国立社会保障・人口問題研 究所によると、平成72(2060)年には県内人口(平成27年8月現在約181 万人^{注1)})が約120万人に減少することが見込まれています。

県では、子ども・家庭政策に関する計画に基づき、少子化対策に重点的に取り組むとともに、人口減少・高齢化が急速に進む南部地域において、市町と連携して移住・定住の促進に注力するなど国に先駆けて取り組んできましたが、人口減少に歯止めがかかっていません。

人口減少への対応は、三重の未来を決める重要な課題であり、中長期的な視点に立って、着実に対策を推進していかなければなりません。

本県の人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「希望がかない、選ばれる三重」の実現をめざし、自然減対策および社会減対策を両輪とし

て取組をさらに加速させていく必要があります。

(少子化対策)

少子化の進展は、国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、20 年かけてようやく成果が出ると言われている少子化対策において、今、抜本的な対策の強化を行わなければ、手遅れになるという危機感がありました。

平成 26 (2014) 年、国において地域少子化対策強化交付金が創設され、三重県では平成 27 (2015) 年に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざしています。その中で、おおむね 10 年後の三重県の合計特殊出生率^{注2)}を、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準である 1.8 台に引き上げることを総合目標の一つとしています。

「子ども・思春期」から、「若者/結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野ごとにきめ細かな対策を展開し、児童生徒等を対象としたライフプラン教育の推進や、結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場の創出について支援しました。また、産みたい人が安心して産み育てられるよう不妊治療等への助成や、妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援体制(三重県版ネウボラ)の構築を図るとともに、安心して子育てができるよう放課後児童対策の充実などに取り組みました。

今後も、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」等に基づき、各取組 を着実に推進する必要があります。

(教育)

「全国学力・学習状況調査」では、小中学校の全ての教科で平成 24 (2012) 年から 4 年連続して平均正答率が全国平均を下回っており、子どもたちの学力の定着や向上に課題が見られます。「みえスタディ・チェック」や「チェックシート」の活用等を図り、学力の向上に取り組んだ結果、平成 27 (2015) 年度の調査では、10 教科中 9 教科で全国の平均正答率との差が前回の調査より縮まり、小中学校とも改善の兆しが見られました。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」<u>においても、調査開始以来、</u>全国 平均を下回<u>っていましたが</u>、小中学校で体力向上の目標設定や1学校1運動プロジェクトなど、子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう 取組を推進した結果、平成 27 (2015) 年度の調査では、中学生男子が初めて 全国平均を上回りました。小学生男子・女子、中学生女子についても、最高値 を示すとともに全国平均との差も縮まりましたが、依然として全国平均を下回 っていることから、引き続き各取組を進める必要があります。

また、いじめが深刻化する中、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等の効果的な活用や「学校いじめ防止方針」に基づいた組織的な取組を進める必要があります。

家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。全ての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長していけるよう、さまざまな関係機関が一体となって支援を行う必要があります。

県内の大学進学者のうち8割が県外に進学し、県内大学卒業生の県内就職率が5割を下回るなど、大学進学時や就職時の転出超過が人口の社会減の大きな要因の一つとなっており、学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上、若者の県内への就職を促進する必要があります。

こうした中、首長と教育委員会の連携強化等を趣旨とする、「地方教育行政 の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、知事と教育委員会で構成する「総 合教育会議」を設置し、「三重県教育施策大綱」の策定に関する協議等を進め ています。

知識基盤社会の一層の進展、人口減少の本格化といった時代潮流の中で、三重県が、希望に満ちた新しい社会の姿を描いていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

新しく策定する「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現など、6つの基本方針に基づく取組を進めていく必要があります。

(スポーツ・文化)

平成23 (2011) 年に「スポーツ基本法」が制定され、県でも、平成27 (2015) 年に、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民の力を結集した元気なみえ」をめざし、三重県スポーツ推進条例を施行しました。

こうした中、平成 24 (2012) 年のロンドンオリンピック、パラリンピック

において、三重県出身選手の素晴らしい活躍が、三重県中、日本中、世界中の人びとに夢と勇気と感動を与えてくれました。また、平成 26 (2014) 年、全国高等学校野球選手権大会で、三重県勢が59 年ぶりに決勝へ進出し、準優勝の栄誉を勝ち取り、県民に多くの感動を与えてくれました。平成27 (2015) 年、和歌山県で開催された第70回国民体育大会において、三重県勢は13種目での優勝をはじめ入賞数は62件となり、男女総合成績(天皇杯)で27位の成績を残すなど、一昨年の41位、昨年の32位から上昇しました。また、第15回全国障害者スポーツ大会では、20個のメダルを獲得し、1名が大会新記録を樹立しました。

今後、平成 30 (2018) 年に全国高等学校総合体育大会が三重県を中心として、平成 32 (2020) 年に全国中学校体育大会が東海ブロックにおいて、さらに、平成 33 (2021) 年に国民体育大会および全国障害者スポーツ大会が県内で開催される予定であり、加えて、平成 32 (2020) 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されています。このような大規模大会の開催は、本県スポーツの推進にまたとない好機であり、本県アスリートの育成、強化を図るとともに、市町等と連携して着実に開催準備を進め、地域の活性化につなげていく必要があります。

平成 26 (2014) 年4月に、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする三重県総合博物館 (MieMu)が開館し、<u>平成 27 (2015) 年12 月に</u>は入館者は 55 万人を超えました。

今後も、三重県の魅力向上に向けて、世界に誇る三重県特有の歴史·文化資源の情報発信等を行っていく必要があります。

(医療・介護・福祉)

県内では、地域における医師・看護師等の不足・偏在により、診療科の中止や地域の救急医療を担う二次輪番制の維持が困難になるなど、地域医療に対する不安が高まっていました。

高齢化の一層の進展で高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯等も増加し、家族の介護力の低下が懸念されています。また、障がい者の自立と共生の社会づくりの実現に向けた取組も、まだまだ十分とは言えません。

全国的に児童虐待に係る死亡・重篤事例の発生が相次ぐ中、平成 24 (2012) 年、県内で2名の子どもの尊い命が奪われるという事案がありました。また、 児童虐待や親の養育困難により、社会的養護が求められています。

県では、医師確保対策として医師修学資金制度の活用を促進するとともに、 平成24(2012)年、「三重県地域医療支援センター」を開設し、若手医師の県 内定着や医師不足の地域偏在解消に取り組みました。また、看護学生に対する 修学資金の貸与を行うなどして、看護師等の確保も図りました。

介護については、施設サービスのニーズが高いことから、市町とも連携して、 介護基盤の整備を進めました。障がい者の自立支援については、ハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、共同受注窓口の運営 や社会的事業所の創設支援など多様な働き方を見据えた取組を進めました。

児童虐待防止については、児童相談センターにおける専門組織の設置や、一時保護など援助方針の判断の的確性を高めるためのアセスメントツールの開発など、痛ましい事案が二度と起こらないよう児童虐待防止に取り組みました。また、社会的養護を必要とする全ての子どもが家庭的な環境のもとで養育されることをめざし、平成41(2029)年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標に、里親の新規登録・委託の推進や施設の小規模グループケア化等に取り組んでいます。

医療や介護、福祉の取組については、市町や関係機関との連携をさらに深め、 しっかりと取り組んでいく必要があります。県民の皆さんが質の高い医療サー ビスを受けることができるよう、医師、看護師等の確保や偏在解消などに取り 組むとともに、高齢者や障がい者の方が地域で安心して暮らすことができるよ う、介護、福祉分野における人材の育成・確保や施設整備を促進する必要があ ります。

また、児童虐待防止対策を強化するとともに、家庭養護の推進などを図る必要があります。

(暮らしの安全・安心)

暮らしの安全・安心を確保することは、「幸福実感日本一」の大前提ですが、 その安全・安心を脅かす事案が発生しています。

平成 25 (2013) 年、米の産地偽装や食材の不適正表示など、三重県の食の信頼を損なう事案が発生しました。このため、監視指導や立入調査を行うなど、食の安全・安心に向けた取組を進めてきました。

平成 <u>27(2015)</u>年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録して <u>15,179</u>件(暫定値)となりましたが、県民に強い不安を与える凶悪犯罪等が後を絶たないなど、体感治安が改善するには至っていません。また、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数<u>や女性・子どもが被害者となる性犯罪等</u>が高水準で推移していますが、性犯罪・性暴力の被害者は、精神的なショック等から相談をためらうことが多いため、被害者等の保護対策の強化を行うととも

に、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」を設置しました。

県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見ると減少傾向にありましたが、平成26(2014)年の交通事故死者数は112人となり、10万人あたりの交通事故死者数は全国ワースト3位となりました。平成27(2015)年は過去最少の87人まで減少しています。また、飲酒運転の根絶をめざし、平成25(2013)年には「三重県飲酒運転0を目指す条例」を制定しました。

生活環境保全上の支障等が生じている4つの産業廃棄物不適正処理事案において、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による国の支援を受け、実施計画に基づく恒久対策に着手したところであり、引き続き取組を進める必要があります。

県民の皆さんが安全・安心を実感できるよう、食の安全・安心の確保、犯 罪抑止や被害者支援、交通安全対策を強化する必要があります。

(防災・減災)

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災により、自然の脅威を見せつけられて大規模災害への危機意識が高まりました。また、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生が高まっています。こうしたことから「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これに基づいて広域防災拠点の整備、「みえ防災・減災センター」の設立等に取り組みました。

近年、全国で局所的な集中豪雨が発生する中、大規模な風水害や土砂災害等により大きな被害が生じており、平成23(2011)年に発生した台風12号は紀伊半島に記録的な豪雨をもたらし、本県と和歌山県、奈良県を中心に甚大な被害が発生したため、復旧・復興に向けた取組を懸命に進めてきました。また、県内には多数の土砂災害危険箇所があることから、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるようその指定に向けた取組を進めています。

紀伊半島大水害における山地災害等の被害の大きさから、森林の公益的機能の重要性を再認識し、社会全体で森林づくりを進めていくため、「みえ森と緑の県民税」を創設しました。

震災で芽生えた危機意識が低下しつつある中で、今後、「防災の日常化」の 定着や、「自助」「共助」「公助」の取組継続・強化を図るとともに、おおむね 10 年先を見据えた防災・減災対策等の取組方針を示す「三重県国土強靱化地 域計画」に基づき、災害に強い県土づくりを推進していく必要があります。 紀伊半島の緊急時の救助・救援、復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備については一定の進捗が図られましたが、いまだミッシングリンクが残っており、解消に向けた取組が求められます。

(雇用・産業振興)

我が国の雇用・経済は、平成 20 (2008) 年秋のリーマンショックによる厳しい状況から立ち直る途上で、東日本大震災の発生によりサプライチェーンの寸断や電力供給不足などの打撃を受け、再び大きく落ち込みました。県内においても、水産業で甚大な被害が発生したほか、企業の生産活動が低下しました。その後も歴史的な円高水準やタイの大洪水、欧州債務・金融危機など、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増し、本県雇用・経済の回復に向けた動きも大きく減速しました。

そうした中で、県では、国と連携し平成23 (2011) 年6月補正予算で緊急経済対策を実施するとともに、世界経済の変化に大きな影響を受けるという本県産業の課題を克服するため、みえ産業振興戦略を策定し、強じんで多様な産業構造の構築をめざし、ものづくり産業の振興や全国初となる「マイレージ制度」を取り入れた新たな企業投資促進制度による企業誘致の推進などに取り組みました。また、北米地域からアセアン諸国や欧州へとターゲットを徐々に拡大しながら、海外の地域との経済交流や県内中小企業の海外展開、農林水産物の輸出促進に取り組むなど、国際戦略を推進してきました。

県内の情勢を見ると、平成 24 (2012) 年度の1人あたり県民所得は被災3 県を除けば全国2番目の伸びとなりました。また、県内総生産は、平成 24 (2012) 年度、25 (2013) 年度と2年連続して過去最高を更新し、平成 26 (2014) 年 の完全失業率は全国で2番目に低くなりました。

県の企業誘致により、国産初のジェット旅客機「MRJ」量産拠点の県内への整備が決定しました。平成 27 (2015) 年 11 月には、「MRJ」の初飛行が成功したところであり、本県航空宇宙産業の発展に向けた大きな契機になると期待が寄せられています。

障がい者の自立に向けたチャレンジを支援するステップアップ・カフェ Cotti菜(こっちな)を県総合文化センター内にオープンさせるとともに、 本県の障害者実雇用率の改善に向けて、国と連携し、県内企業へ積極的に働き かけを行いました。その結果、平成 27 (2015) 年6月1日現在の三重県の民 間企業の実雇用率は、大幅に向上しました。

県内の食関連産業の振興などを目的とし、ミラノ国際博覧会において、海外

で初めて松阪牛と伊賀牛を同時に出展・提供するなど、海外の多くの方々に本県の豊かな食や食文化をアピールし、「みえの食」の魅力を印象づけました。

国において、アベノミクス「3本の矢」が順次実施され、円安の進行や株高により国内景気は回復の動きを見せてきたものの、消費税増税の影響による民間消費の伸び悩みや国際競争の激化、さらには、中国経済の減速による先行きの不透明感などから、本県産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

県内においては、県内総生産が2年連続して過去最高を更新し、有効求人倍率も平成25(2013)年6月から連続して1倍を超えて推移するなど、景気は緩やかに回復しています。中小企業・小規模企業における景況判断等が改善傾向にあるなど、一部に明るい兆しが見られるものの、依然として景気回復の実感が伴っていない状況もあります。

引き続き「中小企業・小規模企業振興条例」に基づく取組を強力に推進していくとともに、外部環境の変化にいち早く対応する中で、成長産業等への攻めの取組や国際展開を加速させる必要があります。また、若者の就労支援や多様な働き方の促進など、誰もがいきいきと働ける環境整備を進める必要があります。

北勢・中勢バイパスの整備が一定進み、物流アクセスの向上につながりつつあります。今後、東海環状自動車道西回りや新名神高速道路の全線開通による立地優位性の向上をふまえ企業誘致を推進するなど、インフラ整備の進展に伴う効果を着実に県内産業の振興につなげていく必要があります。

(観光)

前回の式年遷宮のおかげ年となる平成6(1994)年に大きく伸びた観光レクリエーション入込客数は、不況や顧客のニーズの変化により、減少傾向にありました。

三重の認知度を高め、観光誘客や県内企業の販路拡大につなげていくため、 平成 23 (2011) 年に「三重県営業本部」を設置し、観光・県産品なども含め た総合的な三重の情報発信を行っています。

平成 25 (2013) 年、「三重県観光キャンペーン〜実はそれ、ぜんぶ三重なんです!〜」を展開し、式年遷宮の斎行とあいまって、神宮の年間参拝者数は2年連続1千万人を突破し、三重県全体の入込客数も史上最高の4,079万9千人となりました。平成25 (2013) 年9月、「三重テラス」がオープンし、平成27 (2015) 年7月には来館者が100万人を超えるとともに、首都圏営業拠点として三重の魅力を発信しています。

平成 26 (2014) 年、熊野古道が世界遺産に登録されて 10 周年を迎え、多彩な魅力を発信するキャンペーンの展開や、紀勢自動車道延伸など交通アクセスの向上の効果もあり、その来訪者数は過去最高の 42 万 9 千人となりました。

インバウンドについては、東アジア・東南アジア諸国を中心とした重点国・地域に忍者、海女、F 1 等の海外へ訴求性が強いクールジャパン資源を活用したプロモーションを実施しました。

そうした中で、県内延べ宿泊者数は増加し、外国人延べ宿泊者も平成 26 (2014) 年には 17 万8千人を超えるなど、三重のさまざまな魅力が国内外に発信され、三重は大いに賑わいました。

引き続き、平成 28 (2016) 年には伊勢志摩サミット、平成 29 (2017)年には「全国菓子大博覧会・三重(お伊勢さん菓子博 2017)」が開催され、三重県の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、新サービスの開発、販路開拓、マーケティング、人材の育成などを含めた観光の産業化に向けた取組を進める必要があります。

(農林水産業)

県内の農林水産業は、<u>就業人口の減少や高齢化の進行</u>、農林水産物価格の低迷、野生鳥獣による被害の発生など、依然として厳しい状況にあり、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。こうした中、県では、生産体制や生産基盤の整備、多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、みえフードイノベーションプロジェクトの推進や三重ブランドの認定など、新商品の開発や国内外への販路開拓支援などに取り組み、次代を担う大規模な経営体の育成や地域資源を活用した高付加価値化の成功例を創出してきました。また、6次産業化に取り組む若い担い手も育ってきており、新たな事業展開につながっています。

今後、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定による影響が懸念される中、 農林水産業の体質強化や付加価値の向上、輸出促進など「もうかる農林水産業」 の実現に向けた取組を加速することにより、農林漁業者が将来展望を持って経 営を持続し、競争力を確保できるよう取り組む必要があります。

(市町との連携)

活力に満ちた地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進するため、住民に最も身近な自治体である市町と「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置して、さまざまな課題について協議しました。また、市町の課題について知事と市町長がオープンな場で議論する「1対1対談」

を開催して、認識の共有と課題の解決に向けた議論を行いました。

過疎化・高齢化が進み、財政基盤も脆弱な市町が多い南部地域については、県が創設した南部地域活性化基金を活用し、若者の働く場の確保と定住の促進に向けて、複数市町の連携によるさまざまな取組が進みました。

今後、地方創生の推進に向けて、県と市町が両輪となり、相乗効果を発揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と一層緊密な連携・協力を進める必要があります。

<施策>および「選択・集中プログラム」の達成状況

このように政策を推進した結果、第一次行動計画の<施策>および「選択・ 集中プログラム」の達成状況を進展度でまとめると次のとおりです。

(施策)

56 の<施策>について、平成26 (2014) 年度の実績を数値目標で見ると、 目標値を達成したものは、5割弱にとどまりましたが、進展度で見ると、平成 26 (2014) 年度では、「進んだ」または「ある程度進んだ」と評価する施策は 52 施策となっており、おおむね順調に進んでいます。

一方で、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野について、取組は道 半ばと考えています。

(選択・集中プログラム)

また、16の「選択・集中プログラム」について、「みえ県民力ビジョン」を 推進するにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、第一次行動計画 の計画期間中に、課題解決や「協創」の取組を進めた結果、進展度で見ると、 平成 26 (2014) 年度では、全てが「進んだ」または「ある程度進んだ」となっており、一定の課題解決につながっています。

緊急減災、道づくり、獣害対策、産業廃棄物の不適正処理是正、産業振興など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携などで「協創」の新たな仕組みづくりが進むなどの成果がありました。

一方で、制度面では、4年間固定のプログラムであるという性格上、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

2 県民の意識から見た変化

県では、「みえ県民力ビジョン」の取組を推進する中で、平成23 (2011) 年度から、県民の皆さんの日ごろ感じている幸福感や、16 の政策分野ごとに設定した幸福実感指標に関する推移などを把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施してきました。

(幸福実感指標)

この4年間では、県民の皆さんが生活の中で感じる、16 の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感(幸福実感指標)について、第4回調査結果を第1回調査結果と比較すると、「実感している層」は16項目中14項目で高くなっており、最も割合が高くなったのは「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」、次いで、「災害の危機への備えが進んでいる」、「道路や公共交通機関が整っている」、「県内の産業が活発である」などとなっており、経済および観光分野や防災分野など、これまで注力してきた取組において、「実感している」という層が増えています。その一方、「実感していない層」は、「三重県産の農林水産物を買いたい」を除き15項目で低くなっています。

(幸福実感)

また、県民の皆さんの幸福実感について、いろいろなことがわかりました。 家族や結婚、子どもを持つことは、県民の幸福実感と密接な関連があること がわかりました。結婚し配偶者がいる方は、未婚の方より幸福感が高く、また、 子どもの数が増えると幸福感が高くなる傾向があります。

就労や収入は県民の幸福実感に関連があり、必要な収入が得られる安定した 就労に加え、ライフステージやそれぞれの希望や状況に応じた柔軟で多様な働 き方が選択できることが望まれていると考えられます。

地域活動への参加度合や意欲が高まるにつれ、幸福感も高まる傾向があり、 地域や社会とのつながりと幸福実感は密接に関連していると考えられます。

幸福感を判断する上で重視するものとして、第4回調査結果では、健康状況、 家族関係、家計状況に次いで、精神的なゆとり、自由な時間が上位にきていま す。

しかしながら、県民の皆さんの状況を見ると、

- ·20 歳代の未婚者の9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにもかかわらず、男性の生涯未婚率は16%を超えています。
- ・理想の子どもの数が 2.5 人に対して、実際の子どもの数は 1.6 人にとどまっています。

- ・専業主婦や高齢者の方々は収入に関わらず高い就労意欲を持っていますが、 現状は希望どおり就労できている状況ではありません。
- ・将来の地域社会を担う若い世代(20代~30代)において、日ごろの近所付き合いや地域活動への参加が減っています。
- ・仕事と生活の時間とのバランスに関して、週 35 時間以上働いている方の 7割以上が、就業時間を短くしたいと希望しています。
- ・就労や収入、子育て、介護などに関する不安の声も、自由記述意見として 多く寄せられ、日々の暮らしの中で、不安や問題を抱え、夢や希望を持つ こと自体が難しい状況にある方もいると考えられます。

県民の皆さんの幸福実感をより高めていくためには、県民の皆さんの一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップをなくし、貧困や孤立の中で夢や希望を持つこと自体が難しい方は夢や希望が持てるよう、また、夢や希望の実現に向けてチャレンジしている方はその努力が報われるよう、環境整備などに取り組む必要があります。

3 第二次行動計画の基本的な考え方

この4年間を総括すると、幸福実感指標の推移等から見て、これまで注力してきた、観光、防災、インフラ整備、雇用・経済の分野については、一定の成果が出ており、引き続き、しっかり取り組んでいく必要があります。一方、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野については、県民の皆さんに政策推進の成果が届くよう、市町や関係機関との連携をさらに深め、危機感を持って取り組んでいく必要があります。

第二次行動計画の4年間においては、そのような検証結果や課題をふまえ、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、政策展開の基本方向(三つの柱)である「守る」「創る」「拓く」を掲げて、引き続き政策を推進していきます。

一方で、人口減少や経済のグローバル化の流れはますます強まっており、三重県を取り巻く環境も厳しさを増しています。また、これまで以上に、自分らしい生き方や自己実現、家族の絆、地域のつながりが求められている時代であり、県民の皆さん一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップの解消が重要です。このため、「みえ県民力ビジョン」で掲げた「新しい豊かさ」を見つめ直し、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けて、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めていきます。

- 注1) 三重県「三重県月別人口調査(推計)」による
- 注2) 15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

第2章の「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりのです。

「みえ県民力ビジョン」では、「新しい豊かさ」は、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい豊かさであるととらえています。

第二次行動計画において4年間取り組んでいく上で、「新しい豊かさ」について、あらためて深く考え、三重らしさを生かした、三重だからこそ実現できる「新しい豊かさ」をめざしていくことが必要です。

1 「新しい豊かさ」について

(経済的な豊かさと精神的な豊かさ)

豊かさの概念は、時代や社会環境によって変化するもの、また個人によってとらえ方が異なるものであり、一律に定義することは難しいと考えていますが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」について、次のようにとらえています。

「経済的な豊かさ」は、1人あたりGDPなどの指標で測られるものであり、所得や物・サービスの消費(フロー)、社会資本(ストック)なども含む、「物質的な豊かさ」に通じるものだと考えます。

「精神的な豊かさ」は、「こころの豊かさ」と同じ意味で使われることもありますが、個人の内面的な充足であって、例えば、自己実現や生きがい、自分らしさ、安心などにより得られるものだと考えます。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」によれば、昭和50年代から徐々に、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視するようになってきたことがわかります。1960年代の高度経済成長が象徴するように、戦後、経済的な豊かさを追求してきた結果、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになり、衣食住に関するニーズが満たされてきたことが背景にあるのではないでしょうか。

「経済的な豊かさ」は、人びとの暮らしを安定させる、いわばベースとなる豊かさだと考えます。

(社会のシステムやつながりの豊かさ)

そしてもう一つ、ベースとなる豊かさがあると考えています。

その中には、例えば、命や暮らしの安全・安心に関わるさまざまな社会の セーフティネットである社会保障制度や地域における相互扶助の活動があ ります。

また、さまざまな絆やつながり、ネットワーク、NPOやボランティアの活動、身近な自然やまち並み、景観なども含まれます。

そして、こうした活動や環境を支える、地域をよくするために夢や希望を持って主体的に行動する人びと(アクティブ・シチズン)の存在そのものがとても大切だと考えます。あわせて、個人がその能力を高め、自己実現を図るための機会としての教育やスポーツ、文化なども重要です。

これらは、「個人が社会に参画し、持てる能力を発揮しながら、よりいきいきと暮らすことを可能にする社会のさまざまなシステムやつながり、活動」であり、「精神的な豊かさ」を得る上で欠かせない大切なものですが、これまでは積極的に豊かさととらえられてこなかったと認識しています。地域が育んできたこれらの豊かさを総称して「社会のシステムやつながりの豊かさ」と呼ぶことにします。

2 豊かさの変遷と三重の関わり

(江戸時代までの変遷)

我が国では、近世に入るまでは、資源や生産技術が限られる中で、たびた び飢饉に見舞われたことなどもあり、食料を得ることが豊かさの象徴であっ たと思われます。

伊勢神宮が今の地に鎮座したのは、風光明媚、気候温暖で新鮮な海・山のとこよ 幸に恵まれた豊かな国であったからだと言われています。日本書紀に「常世 しきなみよ の浪の重 浪帰する国」、「可怜し国」と記され、万葉集では「御食国」と詠われたように、日本人のこころのふるさと、憧れの地として、多くの来訪者を受け入れてきました。

江戸時代には、社会が長期的に安定し、貨幣経済の浸透や農業生産力の向上などが見られますが、大きく見るとやはり食が豊かさの中心にあったと思われます。一方、農民が暮らす村は、共同体として社会的弱者の救済や消防、教育、医療などの面で相互扶助機能を有し、家族や地域の絆・つながりがありました。しかし、身分や制度にも縛られ、人びとの自由な生き方は大きな制限を受け、現代における自分らしい生き方や自己実現といったことは、困難であったと思われます。

こうした中で、三重県では、全国から多くの人びとが、おかげ参りとして 伊勢を訪れるようになりました。信仰の旅の中に「心の豊かさ」を求めたの ではないでしょうか。また、このことで、人、モノ、情報の交流が活発にな り、貨幣経済が発達したことなどから、伊勢商人が生まれ、今日に至る我が 国の経済・産業・文化の振興に大きく寄与しています。

(明治から現代へ)

明治に入り、我が国は富国強兵を掲げ、近代産業の育成に力を入れました

が、これは国民の豊かさの向上のためというより、欧米列強に負けない富ん だ国をつくることが目的でした。

その後、大正デモクラシーに象徴される民主主義的な動きがあったものの、昭和に入り、第二次世界大戦に向けた戦時体制の下では、国民の生活が犠牲となり、国民が豊かさを感じることは困難だったと思われます。

終戦後は、国民が一丸となって戦後の復興に取り組み、驚異的なスピードで経済成長を成し遂げ、多くの国民が「経済的な豊かさ」を享受できるようになりました。その一方で、それまでは当たり前の存在だと意識されていた、人と人、人と地域のつながりや、身近な自然環境、地域固有の文化や景観などは、豊かさとして認識されることはなく、「社会のシステムやつながりの豊かさ」は大きく低下していったと考えられます。

三重県では四日市公害が発生しましたが、公害による環境問題の改善に取り組んできた経験から、高い環境保全の技術が地域に蓄積され、そうした技術の海外移転を進めることで、豊かな地球環境の保全・創造に貢献してきました。産業活動と環境保全の両立とともに、精神的なものも含めた生活の豊かさを求める声が高まる契機となりました。

伊勢志摩サミットが開催される伊勢志摩国立公園は、戦後初めて指定された国立公園で、我が国の国立公園の中では定住人口が最も多く、人と自然との共生という理念を象徴する地域として、各国首脳をはじめ訪れる海外の方々には、美しい自然の中で豊かな精神性を感じていただけると考えます。

(近年から現在)

21 世紀に入って、グローバル競争が激化するとともに、人口減少や高齢化が急速に進み、右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、リーマンショックに端を発する経済危機や東日本大震災をはじめとする大災害に直面しました。国内産業の空洞化や地方の活力低下が大きな問題となるとともに、国民の間で、家族や地域の絆の大切さが再認識される一方で、社会とのつながりが持てず、貧困や格差に苦しむ方が増えています。

「精神的な豊かさ」を求める傾向が一層強まっている一方で、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」についても実感できていないという状況にあると考えます。

こうした中、三重県では平成 25(2013)年のご遷宮で、過去最高の 1,400万人の方が伊勢神宮を訪れました。日本の精神性の原点とも言える全てを受け入れる共存や共生と、1300 年にわたり連綿と続けられてきた式年遷宮による常若の精神が、脈々と受け継がれているのではないでしょうか。そして、

三重には、江戸時代に見返りを求めず旅人をもてなすおもてなしの精神で、 おかげ参りを受け入れてきた土壌があります。

また、三重は、世界を視野に入れ活躍した人材を輩出するとともに、多様性に満ち、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応し、三重ならではの豊かさを創造してきました。

そして、我が国における豊かさの変遷と三重の関わりを時代の大きな流れの中で見ると、三重は、その時々の豊かさを追い求める舞台の中心にいたと言えるのではないでしょうか。

三重の地には、多様な資源を活用し、豊かさを創造してきたDNAがあり、それは県民の中にも脈々と受け継がれています。こうした三重のDNAを再認識し、「協創」を進めることで実感できる、時代の分水嶺の先にある「新しい豊かさ」を追求すべきであり、三重こそがその地にふさわしいものと考えます。

3 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

時代の分水嶺にあって、人口減少の一層の進展や価値観の多様化など県民の生活を取り巻く状況は大きく変化してきています。

また、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性は、ますます強まっていると考えます。

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、こうした状況変化等をふまえ、脈々と受け継がれてきた三重のDNAを再認識し、多様な資源や特性を活用し、三重らしさを生かし、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」を享受できる三重をつくりあげる必要があります。

「精神的な豊かさ」は、個人レベルの豊かさであり、内面的、主観的なものであって、県民の皆さんの幸福実感と密接に関わっていると考えます。

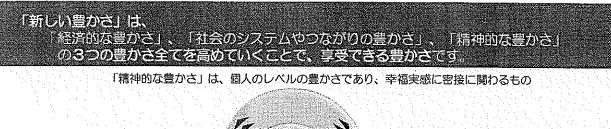
一方、「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」については、個人的ではなく社会全体としての豊かさであるととらえており、「精神的な豊かさ」を支える、ベースとなるものです。

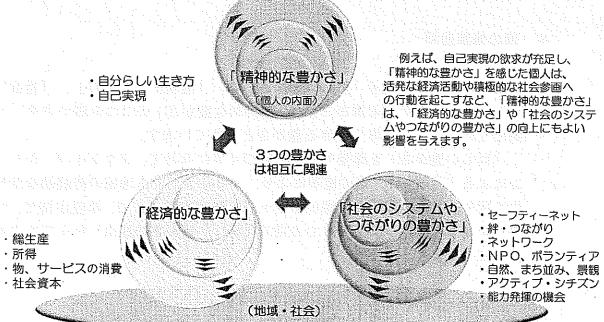
「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」をともに充足することで、人びとはより「精神的な豊かさ」を感じることができます。そして、例えば、自己実現の欲求が充足し、「精神的な豊かさ」を感じた個人は、活発な経済活動や積極的な社会参画への行動を起こすなど、「精神的な豊かさ」は、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」の向上にもよい影響を与えると考えます。

このように、3つの豊かさは、相互に関連し合っており、「幸福実感日本 一」の三重をめざす上で、どれも欠くことのできないものです。

こうした考えのもと、豊かさを追い求めてきた先人のたゆまぬ努力と未来を拓く英知の上に今ある三重の資源や特性、三重県の強み・弱みなどの三重らしさを生かし、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そしてこれまで積極的に豊かさととらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つの豊かさ全てを追求することで、人口減少や価値観の多様化などが進展する中でも、地域が持続的に活性化し、県民の皆さんが夢や希望に向けて行動できる地域社会の基盤をつくりあげます。

これこそが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」であり、「経済的な豊かさ」「社会のシステムやつながりの豊かさ」「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさです。





「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」は、地域・社会全体としての豊かさであるととらえており、「精神的な豊かさ」を支えるベース

県民の皆さんがこの「新しい豊かさ」を享受できるよう「協創」を進めることが、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながると考えます。

そして、「新しい豊かさ」を享受できる、時代の分水嶺の先のめざすべき 三重の姿として、誰もがどこに住んでいても、次のような暮らしを営むこと ができる社会をイメージしています。

- ・将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる。
- 自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる。
- ・ライフステージに応じて多様な働き方ができる。
- ・より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度でも挑戦できる。
- ・家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる。
- ・美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じ ながら暮らすことができる。
- ・活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきい きと働くことができる。

4 県の施策展開

時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさと考えています。

「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向けて、アクティブ・シチズンによる「協創」の一層の推進により、人口減少下でも地域の持続的な活性化を図り、県民の理想と現実のギャップを解消することで、希望が持て、希望がかなうように、以下の5つの視点(新しい豊かさの視点)から施策を展開していきます。

新しい豊かさの視点

視点① 社会全体の安全・安心のシステムの充実

(セーフティネット、インフラ)

- ・県民の命や暮らしの「安全・安心の確保」が不可欠です。
- ・医療や介護・福祉分野において、誰もが質の高いサービスを受けることができ、健康な暮らしを送れるとともに、貧困や格差の解消につながるよう、セーフティネットの充実を図る必要があります。
- ・その際、生活不安への悩み等の県民の声に真摯に耳を傾け、「寄り添う」姿 勢が大切です。
- ・道路、橋梁、水道、電力など生活の基盤を支えるインフラの整備・維持 とともに、いつどこで起こるかわからない災害への備え、対策が必要です。

視点② 価値観の多様化への対応 はいます おまま ままま こうじゅう

・家族観や仕事観など、価値観が多様化する中で、自分に合った暮らし方 が選択ができ、「自分らしい生き方」ができる環境づくりが必要です。

电路路电路管 电电子电镀金铁路管电镀铁路电路电路电路电路电路路路

- ・ライフステージやライフシーンにおいて、自らの夢や希望に沿った道に進めることが大切であり、選択肢が十分でない分野では選択肢の拡充を、選択肢があっても選択できない環境にある場合には、選択できるようなサポートをしていく必要があります。
- ・例えば、仕事と子育て・介護の両立やリタイア後の再就職など暮らしに合った柔軟な働き方ができる環境整備が必要です。
- また、仕事と生活時間のバランスがとれた働き方が望まれます。

視点③ 自己実現の後押し(個人の特性や能力の発揮のための環境づくり)

- ・夢や希望を持って自己実現や個人の能力・特性の発揮に向けてチャレンジでき、失敗しても何度でも挑戦できる環境づくりが必要です。
- ・その際、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず意欲や努力に 応じて、また教育、文化、スポーツ、仕事などさまざまな分野で、チャレン ジできる環境があることが重要です。
- ・世界での活躍や一流をめざすなどより高い目標を持って、チャレンジできる環境づくりは、子どもたちの大きな夢や希望につながります。
- ・子どもたちは、親にとってとても大切な存在であり、次代の社会を担う地域の希望でもあります。大人だけでなく、子どもたちが、未来に夢や希望を持ち、地域に愛着と誇りを感じながら、生きていけるようにする必要があります。

視点④ 社会関係資本(人とのつながり・ネットワークなど)の充実・再生

- ・家族・友人等との絆や地域社会の中でさまざまな「つながり」・「ネットワーク」を持って、お互いに「支え合う」ことで、みんなが安心感のある暮らしができる社会づくりが必要です。
- ・例えば、結婚や子どもを持つという希望がかなえられるよう、社会全体で サポートしていくことが必要です。
- ・ひとり親家庭への支援や、里親委託等による子どもの家庭的な養護の推進、 障がい者などの自立に向けた支援、外国人住民の地域参画へのサポートなど によって、さまざまな環境の中でも、安心感のある暮らしができることが大 切です。

視点⑤ 地域の魅力の向上(多様な資源の活用や磨き上げ、情報発信)

- ・三重には、美しい自然、恵まれた食材や多彩な文化、伝統技術などさまざまな地域の資源や、ものづくりにおける高い産業集積、最先端技術などの大きな強みがあります。
- ・これらの多様な資源や強みを生かす、磨き上げる、国内外に情報発信する ことにより、三重の魅力の向上を図る必要があります。
- ・そのことで、三重の知名度が高まり、交流が促進され、地域の活気や賑わいにつながるとともに、県内での定住や県外からの移住につながっていきます。
- ・平成 28 (2016) 年の伊勢志摩サミットは、本県がその経験を経ることで、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する本県の知名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながるものであり、サミットを一過性に終わらせることなく、開催後の地域の活性化につなげるための取組を展開する必要があります。

これらの取組により、個人の理想と現実のギャップが解消され、県民が夢や 希望に向けた行動ができるようになるとともに、地域のさまざまな課題が解決 され、地域の活性化が図られます。

そして、夢や希望を持った人びとは主体的な行動(アクティブ・シチズンの活動)を起こし、地域資源の活用や磨き上げが活発になることで、地域の安心や魅力が向上します。

そのことにより、県民の地域への愛着や誇りが高まり、アクティブ・シチズンが増え、地域の持続的な活性化が図られて、誰もが暮らしたいと願う場所で

暮らし続けることができ、また次代へとつながるという「協創の好循環」が生まれます。

第二次行動計画における4年間においては、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進め、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につなげていきます。

第2編

政策体系

第2編 政策体系

第1章 政策体系の概要

第1節 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)のもとに、〈政策〉一〈施策〉一〈基本事業〉一〈事務事業〉の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民カビジョン」で示した〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)に加え、この「行動計画」では、〈政策〉と、〈施策〉の内容を、構成する〈基本事業〉とあわせて示しています。

<施策>には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標(「県民指標」)と、県(行政)が取り組んだことの効果がわかる指標(「県の活動指標」)を設定しています。

(施策>は、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、
〈施策>を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、〈施策>の成果と改善方向を公表します。

[施策の指標の考え方]

<施策>の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

〇 県民指標

「県民指標」は、各<施策>のこの計画における目標(「平成31年度末での到達目標」)をふまえ、当該<施策>において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

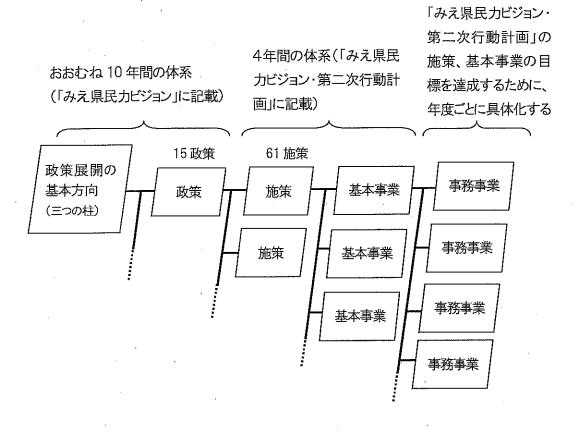
<施策>の進行管理において、基本的な指標として活用します。

〇 県の活動指標

「県の活動指標」は、各<施策>の目標を達成するために、県が<施策>を構成する<基本事業>として取り組んだことの効果をあらわす指標です。

なお、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適当なものがない場合には、県 (行政)が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

図 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の政策体系



第2節 政策体系の見直し

政策体系については、社会経済情勢の変化やこれまでの成果の確認と検証等をふまえて、必要な見直しを行いました。

1 政策体系の見直しの考え方

(1) 政策展開の基本方向(三つの柱)

「みえ県民力ビジョン」策定の前提となった時代潮流は、大きく見て現時点でも続いており、新しい三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性はますます強まっていると考えられるため、第二次行動計画の4年間においても、基本理念の実現に向けて、三つの柱で取り組んでいきます。

(2) 政策·施策

政策・施策については、本格的な人口減少に対応した少子化対策や移住の促進など社会経済情勢の変化による見直しや、「三重県教育施策大綱」や「みえ産業振興戦略」など計画策定等による見直しを行いました。

(3)数值目標

PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルをバージョンアップするために、 県民の皆さんから見た成果をあらわす指標(アウトカム)となっているか、県民の皆 さんから見てわかりやすいか、また施策等の進捗状況をより正確に評価できるか、な どの観点から指標を見直しました。

(4)新しい豊かさ・協創の視点

第一次行動計画では、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」に取り組み、一定の成果が出ています。

第二次行動計画では、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりと「協創」を一層推進する必要があることから、各施策の構築にあたり、「新しい豊かさ・協創の視点」を入れ、基本理念の実現に向けて取組を進めます。

第3節 重点取組

第一次行動計画では、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、4年間をとおして課題に重点的に取り組む「選択・集中プログラム」として、10本の「緊急課題解決プロジェクト」、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」、そして「南部地域活性化プログラム」を設けていました。このプロジェクトでは、防災・減災対策など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携による学生と地域活動をつなぐ取組や、南部地域活性化プログラムにおける市町の連携など、「協創」の新たな仕組みづくりが進むといった成果があった一方で、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

そこで、第二次行動計画の中では、具体的な重点取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めることで、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように変更します。

1 「重点取組」の概要

時代潮流の変化により、三重県でも、全国同様に人口減少が深刻な問題となっており、 まさに今、県内の人口減少に歯止めをかけ、人口減少下でも豊かで活力を持ち続ける三 重づくりに向けた動きが求められています。

県では平成27(2015)年度から、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、人口減少への対応と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けて総合的に取り組んでいくこととしていますが、第二次行動計画においては、その中で毎年度特に重点化する内容を選定して、取り組んでいきます。

また、人口減少以外の課題等についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、機会を逃さずに重点化を図っていきます。

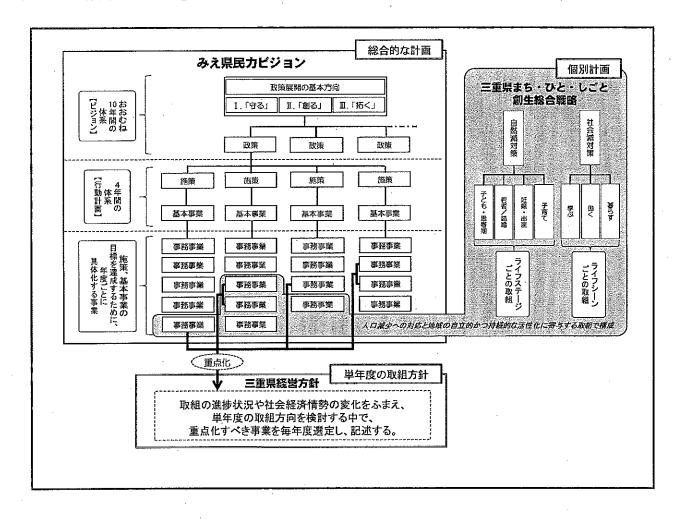
2 「重点取組」の仕組み

第二次行動計画においては、「人口減少への対応」に重点的に取り組むのに加え、そ

の他の社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応していくこととします。

そのため、第二次行動計画の中では具体的な取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針を定める「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。





第4節 横断的な取組

「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念の実現に向けては、政策体系に基づき、施策 の目標を達成するため、基本事業に取り組むこととしています。

一方で、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進める上で、地方創生の推進や次代を担う人材の育成など政策分野を越える横断的で中長期な課題について、庁内の部局の枠を越えて、具体的な目標を定め、取組を着実に進めるとともに、伊勢志摩サミット等について、会議などそのものの成功に加え、それを一過性のものとせず地域の活性化につなげていくことが大変重要です。

こうした横断的な課題等については、個別に策定した戦略等に基づき、庁内はもとより、国や市町、民間の主体等ともしっかりと連携しながら、的確に対応していきます。

(1)地方創生(「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」)

人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、「希望がかない、選ばれる三重」をめざす姿として、自然減対策および社会減対策を両輪として推進していきます。

自然減対策は、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざす姿として、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」の4つのライフステージごとに、「働き方」も含めた切れ目のない取組を推進します。社会減対策は、「『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』の希望がかない、みんなが集う活気あふれた三重」をめざす姿とし、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の3つライフシーンごとに取組を展開します。

その推進にあたっては、県民の皆さんとこのめざす姿を共有した上で、アクティブ・シチズンとしてより一層協創を進めるとともに、緩和と適応、「三重らしさ」と「三重ならでは」、条件不利地域への対応、アクティブ・シチズンなど県独自の視点から取組を展開していきます。

(2)教育・人づくり(「三重教育施策大綱」)

「三重県教育施策大綱」に掲げる「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実 現等6つの基本方針に基づき、教育・人づくり施策の総合的な推進を図ります。

推進にあたっては、学校、家庭、地域住民、企業など、三重の県民力を結集し、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、「横の連携・協働」による社会総がかりの教育活動を展開します。また、家庭教育、幼児教育から社会人教育に至るまで、ライフステージを通じた途切れのない施策の充実を図り、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

<u>(3)ポストサミット</u>

「ポストサミット」は、「伊勢志摩サミットの"レガシー(資産)"を三重の未来に生かすこと」と定め、必要な取組を推進していきます。この「レガシー」は、サミットの開催により地域にもたらされる有形無形の好影響をさしており、「知名度等の向上」、「会議自体の成果」、「地域の総合力の向上」の3つととらえています。それらを生かして、「人と事業を呼びこむ」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」の3つの視点から取組を進めます。

伊勢志摩サミットの開催後、我が国での次のサミット開催地が決定するまでを本県の「ポストサミット」の期間ととらえ、長く効果が持続すると期待される取組を展開していきます。

(4) 国土強靱化(「三重県国土強靱化地域計画」)

「国土強靱化基本法」の施行、国の「国土強靱化基本計画」の策定を受け、また、 南海トラフ地震の発生が危惧され、近年において風水害被害が甚大化傾向にある状況 を背景に、大規模自然災害に対する事前防災および減災の取組を進めるため、「三重

県国土強靱化地域計画」を定めました。

同計画では、大規模自然災害を対象とし、想定するリスク、達成すべき目標、目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性評価を行っています。その評価結果に基づき、本県の実情をふまえたリスクシナリオごとに取組方針を定めており、土砂災害対策、離島等への対策、観光地の防災対策、石油コンビナート等の防災対策、外国人住民向けの防災対策等を進めていきます。

第2章 政策の概要

基本理念の実現に向けて、次のとおりく政策展開の基本方向>(三つの柱)を定めるとともに、その下に15のく政策>を位置づけて、県政を推進していきます。

政策の基本方向	政策
I「守る」	1 防災・減災
	2 命を守る
~命と暮らしの	3 共生の福祉社会
安全・安心を実感できるために~	4 暮らしの安全を守る
	5 環境を守る
Ⅱ「創る」 〜人と地域の夢 や希望を実感で きるために〜	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会
	2 学びの充実を表現して発展した。 日本
	3 希望がかなう少子化対策の推進
	17 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	5 地域の活力の向上
皿「拓く」	1 農林水産業
	2 強じんで多様な産業
~強みを生かし	3 世界に開かれた三重
た経済の躍動を	4 雇用の確保と多様な働き方
実感できるため	5 安心と活力を生み出す基盤
[C~ 文色版語::::::::::::::::::::::::::::::::::::	一一工工工工程的模型。在中心建筑中的分别能区区。 (E)

第1節 「守る」 ~命と暮らしの安全・安心を実感できるために~

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、 命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

県民の皆さんが「公」を担う主体として持てる力を発揮し、アクティブ・シチズンとして活動するためには、まず、日常生活における不安が解消され、安全で安心な生活が確保されていることが必要です。

地域における県民の皆さんの自主的な活動や、さまざまな主体が力を合わせ、「協創」の取組を進めることにより、命と暮らしの安全・安心が確保された社会を実現することは、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策

I - 1 防災·減災

県民の皆さんの命や生活に甚大な影響を及ぼす災害の発生に備える防災・減災の観点から、災害は必ず起こることを前提に、<u>ハード・ソフト対策の両面か</u>ら地震・津波や風水害などの防災対策に取り組みます。

特に、防災対策については、「減災」の考え方を重視し、防災の日常化に向けて「自助」「共助」を軸とした県民力による地域防災力の向上と、それを支える施設整備や体制づくりなど「公助」の取組を進めます。

I-2 命を守る

県内の全ての地域において、県民の皆さんが必要とする医療サービスや介護サービスを受けることができ、生涯にわたって健康な暮らしを続けることができるよう、県民の皆さんの命を守るという視点から、安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に向けて取り組むとともに、死亡原因の第1位であるがんに関する対策や県民の皆さんのこころと身体の健康づくりの取組を進めます。

特に、医療・介護を総合的に確保するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進します。

I-3 共生の福祉社会

障がい者、生活に困窮する人が、住み慣れた地域で必要な福祉サービス等を 利用しながら自立し社会参画できる仕組みや、地域活動に関わるさまざまな主 体が協力し、ライフステージに応じた質の高い福祉サービス等を維持できる仕組みづくりを推進します。

特に、障がい者が、地域で生活し就労して自立と社会参画ができるように、 地域生活移行や就労への支援を行います。

Ⅰ -4 暮らしの安全を守る

犯罪、交通事故、消費者トラブル、薬物の乱用、食の安全、感染症の拡大、 獣害など、日常生活の中で遭遇する可能性のあるさまざまなリスクに対して、 県民の皆さんの暮らしの安全を守るという視点から、県民の皆さんや地域、行 政等の関係機関が一体となって備えることのできる社会づくりを進めます。

I-5 環境を守る

県民の皆さんの自主的な活動やさまざまな主体が連携した取組により、温室効果ガスの排出抑制や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進するとともに、野生動植物の保護・管理や、里地・里山・里海などの自然環境の保全を進めます。

用数据的 研究 化正磁压电流 紧紧紧握 一致能够 电电流等 工艺 植物丛 医压力 化酸钾异构

37

第2節 「創る」 ~人と地域の夢や希望を実感できるために~

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に 挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

県民力による「協創」の三重づくりを担うのは、人です。人は社会の成長を支え、豊かさを生み出しています。人と人、人と地域が結びつき、力を合わせ、活動の輪を大きく広げていくことで、夢や希望を実感できる豊かな社会が生まれます。

社会を支える人づくりや人びとの活動の場づくりは、活力ある地域の源泉であり、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策

Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに支え合いながら社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、県民意識の醸成や仕組みづくりを推進します。

特に、<u>個人の個性と能力を発揮し活躍できる社会づくりに向けて、あらゆる</u> 分野において女性が活躍できる環境づくりを進めます。

Ⅱ-2 学びの充実

一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みであり、それぞれの個性・能力が社会参画という形で咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動である教育の取組を進めます。

これからの社会の担い手である子どもたちへの教育は最重要課題であることから、学力の育成、豊かな心の育成、身体の育成、特別支援教育の推進、安全で安心な教育環境づくり、地域に開かれ信頼される学校づくり、高等教育機関の充実に取り組みます。

Ⅱ-3 希望がかなう少子化対策の推進

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、少子化対策の推進等を図ります。

「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステ

ージごとに切れ目のない取組を進めます。

Ⅱ-4 スポーツの推進

スポーツをとおして、人びとに夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感の醸成につなげるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた三重を創っていくため、競技スポーツ、地域におけるスポーツや障がい者スポーツの推進に取り組みます。

特に、本県における国民体育大会の開催に向けて、競技力が向上する取組を 進めます。

Ⅱ-5 地域の活力の向上

人口減少が進む中、地域の活力の維持・向上に向けて、地域住民、企業、NPO、県・市町等のさまざまな主体が結びつき、みんなで力を合わせて、特色ある地域資源の磨き上げや、新しい地域資源の開拓等に取り組み、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めます。

特に、若者の人口流出、過疎化・高齢化の進んでいる南部地域や中山間地域 の活性化、移住の促進に取り組みます。

医三维基氏性连髓性性 医电影电影 医生物 医生物性 医二种

第3節 「铭く」 ~強みを生かした経済の躍動を実感できるために~

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業 機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

働いて収入を得るなど経済的な安定は、人びとの生活に豊かさをもたらす土台であり、自立し、行動する県民の皆さんの活動を支えることにつながります。県民の皆さんの生活や地域の活力を支えるのは産業であり、三重の産業が国内外に向けて力強く展開されることで、経済の躍動が生まれ、多様な就業機会が創出されます。地域の資源や特性を生かした産業を磨き上げ、経済成長と就業機会を生み出していくことは、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策

Ⅲ-1 農林水産業

生産・流通体制の整備や雇用力のある経営体の育成・確保、新規就農者を育成するシステムの構築などに取り組むとともに、国内外への販路拡大や食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出などを推進することにより、「もうかる農林水産業」の実現をめざします。

特に、本県の「食」の魅力を生かした「みえフードイノベーション」の創出とイノベーションを起こす人材の育成に取り組みます。

Ⅲ-2 強じんで多様な産業

強じんで多様な産業構造を構築するため、産業の「高み」をめざす取組を強化するとともに、それらを支える中小企業・小規模企業の活動、人づくりなど産業基盤を強固にする取組を充実させ、三重県経済・産業のステージアップにつなげていきます。

特に、中小企業・小規模企業、航空宇宙産業やヘルスケア産業などものづくり・成長産業、「食」の産業などの振興に向けた取組を進めます。

Ⅲ-3 世界に開かれた三重

グローバル化に対応し、国際競争の中で存在感のある三重を確立できるよう、 戦略的な海外との連携、観光産業の振興による誘客促進、三重が誇る魅力や強 みの国内外への発信などを進めます。また、伊勢志摩サミットの開催は、国際 観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する三重県の知 名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながります。

特に、三重県の強みを発揮できる分野や国・地域に対して重点的かつ集中的な国際展開を行うとともに、観光の産業化に向けた取組を進めます。

Ⅲ-4 雇用の確保と多様な働き方

若者をはじめ働く意欲のある人が、自己の能力や適性に応じて多様な働き方ができるよう、地域の実情に応じたさまざまな雇用支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、誰もが働き続けることができる環境づくりを促進します。

特に、若者の安定した就労や、障がい者雇用などの支援に取り組みます。

Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤

道路や港湾などの交流・連携基盤の整備を計画的に進めるとともに、都市基盤の整備や安全で快適な住まいづくり、安定した水資源の確保や土地の計画的利用に取り組むことで、県民の皆さんの利便性や安定した生活の確保、国内外との交流・連携活動や地域の経済活動の活性化をめざします。

特に、県民の皆さんの命と地域を支える基盤としての幹線道路等の整備を進めます。

第3編

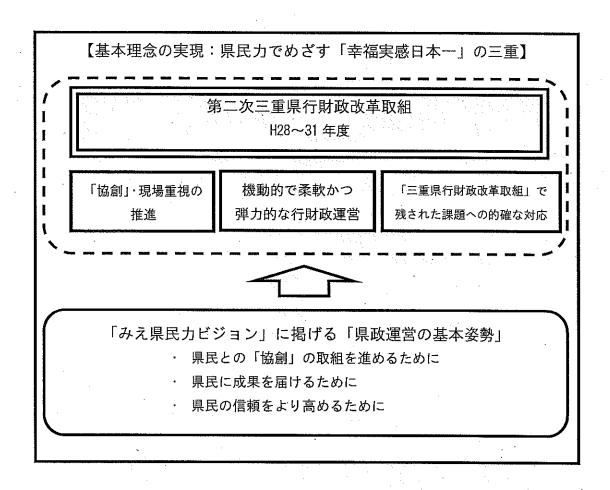
計画の推進

第3節 行政経営資源の見通し

(行財政改革取組)

行財政改革においては、県民サービスの向上に向けて、県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重という基本理念を実現するため、県政の展開として「みえ県民力ビジョン」で掲げる「県政運営の基本姿勢」の変革をさらに促進するための取組を、ポイントを絞って重点的に進めることとします。

具体的には、これまで進めてきた「三重県行財政改革取組」において残された課題への的確な対応など、県民の信頼をより高めるための取組は継続しながらも、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進といった、県民の皆さんとともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進していきます。



(計画期間中の財政見通し)

※ 第二次行動計画の計画期間中(平成28(2016)年度から平成31(2019)年度) の財政見通しについては、平成28(2016)年度当初予算編成後に策定予定の「中期財政見通し」をふまえ、お示しする予定です。

みえ県民カビジョン・第二次行動計画 《案》

平成28(2016)年2月 三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

Tel:059-224-2025

Fax: 059-224-2069

E-mail: kikakuk@pref.mie.jp

URL:http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm